

「専門家派遣事業」における専門家登録のご案内

(公財) 東京都中小企業振興公社では、ベンチャー・中小企業等が抱える経営課題に対し、これら企業の要請に基づいて、実績ある専門家を派遣して診断・助言を行い、適切な解決を図るため「専門家派遣事業」を実施しています。

本事業実施のため、下記のとおり、新たな専門家の募集を行います。

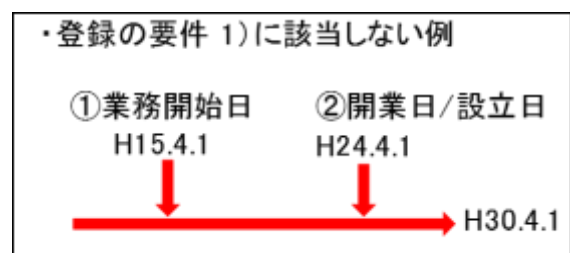
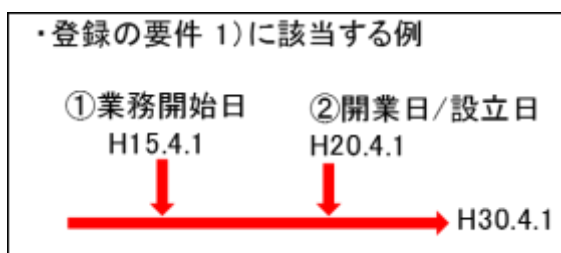
< 登録の要件 >

次の各号のすべてに該当する方が登録できます。

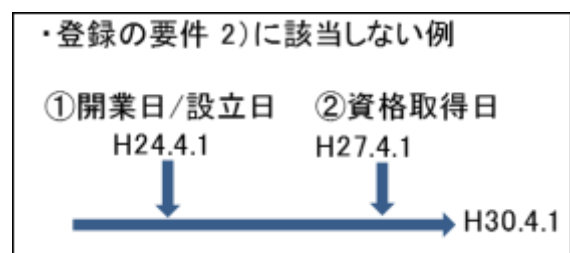
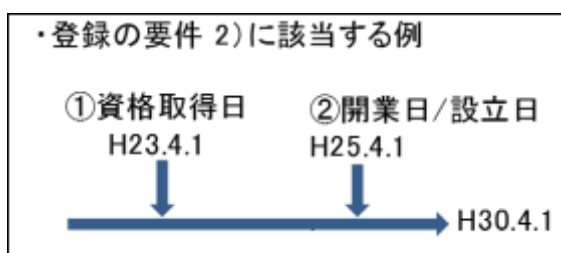
- 以下の条件のいずれかを満たしている方。(平成30年4月1日時点)
 - 経営、技術・技能等に関する実務に10年以上の経験を有し、かつ自営業として独立(法人の代表者を含む)後^{※1}、通算10年以上の経験を有する方
 - 経営、技術・技能等に関する下記資格を取得し、自営業として独立(法人の代表者を含む)後^{※1}、通算5年以上の経験を有する方
- 資格とは、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、公認会計士、税理士、司法書士、弁護士、弁理士、技術士に限る。
- 心身ともに健康であり、ベンチャー・中小企業等の診断・助言に、誠実かつ意欲を持って取り組める方
- 主たる活動地域を東京都内としている方
- 原則として2か月の期間内で診断・助言ができる方
- 一定の欠格事由に該当しない方(反社会的勢力でないこと等)
- 平成28-29年度において本事業における登録専門家でない方

※1：個人事業の代表または会社の代表取締役に限る。

<登録の要件> 1.1) 例



<登録の要件> 1.2) 例



< 特に募集する専門分野 >

- ・ 創業に関する事業計画の作成から事業実施のアドバイスについてコンサルティング経験豊富な方
- ・ 新しい製品・サービスの提供に取り組む中小企業のビジネスプラン策定等についてコンサルティング経験豊富な方
- ・ 早急に経営改善が求められる中小企業の経営改善計画書作成等についてコンサルティング経験豊富な方…等

< 登録の申込方法 >

予約期間内（<登録の募集>参照）に申請書受付日時を「専門家登録申込フォーム」にて予約いただき、専門家登録申請書（別紙 Excel 様式）にご記入の上、下記の書類を添付しご持参ください。なお、申込時点で添付書類に不足があった場合、申込は無効となります。

※郵送での受付は行っておりません。

【添付書類】

- ① 対象となる資格（中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、公認会計士、税理士、司法書士、弁護士、弁理士、技術士）を証明する証書の写し（氏名、登録番号、有効期限等がわかるもの）
- ② 専門家登録申請書（別紙 Excel 様式）の資格等欄に記載した上記①以外の公的資格を証明する証書の写し（氏名、登録番号、有効期限等がわかるもの）
- ③ 自営業であることを証明する書面の写し（個人事業の開業届出書、もしくは商業登記簿謄本）※商業登記簿謄本は発行から3ヶ月以内のもの
- ④ 申請要件確認リスト（別紙 Word 様式）

< 登録の募集 >

「1. 申請予約期間」内に、「専門家登録申込フォーム」にて申請書受付日時を予約してください。期間内に予約をいただいた方のみの受付となります。

1. 申請予約期間

平成29年12月1日(金)から平成30年1月5日(金)17時まで

2. 申請書受付日時

平成30年1月17日(水)、18日(木)、24日(水)、25日(木)
上記日程の9時00分～15時40分

3. 申請受付会場

東京都中小企業振興公社 本社 5階 総合支援課

千代田区神田佐久間町1-9（JR秋葉原駅徒歩1分）

< 登録 >

1. 申込の内容を審査のうえ、決定した方を専門家として登録します。登録者名簿は外部にも公開する予定です。詳細は専門家登録申請書（記入上の注意）をお読みください。
2. 登録期間は2年（平成30年4月1日から平成32年3月31日まで）とします。登録期間満了後は、登録の要件を具備し、所定の手続きを行った方については、更新を可能とする予定です。
3. 審査の際、必要に応じて面接を行う場合があります。

< その他 >

1. 本事業は中小企業からの要請に基づいて診断・助言が実施されるため、登録が直ちに診断・助言の業務に結びつくものでないことを、予めご承知おきください。
また、登録されただけでは、謝礼金等の支払いはありません。
なお、派遣する場合は1回につき2～3時間程度の訪問をしていただき、全ての回の終了後に、1回あたり23,100円（29年度実績）の謝金及び交通費（実費）が支給されます。
2. 派遣訪問の都度、公社への報告書提出があります（支援日後1週間以内）。
3. 中小企業に対する診断・助言の際、現場に公社職員が同行することがあります。
また、企業から状況報告を求めることがあります。
4. 今回の登録期間に、本事業に於ける診断・助言を1度も行わなかった専門家は、次期（平成32～33年度）の更新登録の対象外といたします。
5. 専門家登録後、公社事業をご理解いただくため、公社が配信するメールマガジンへの登録をお願いする場合があります。また、東京2020大会公認プログラム「ビジネスチャンス・ナビ2020」へのユーザー登録をお願いする場合があります。

申請日時予約・問い合わせ先

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9 産業労働局秋葉原庁舎

（公財）東京都中小企業振興公社

総合支援部 総合支援課 専門家派遣事業担当

TEL : 03-3251-7881 FAX 03-3251-9372

e-mail sien@tokyo-kosha.or.jp

URL <http://www.tokyo-kosha.or.jp>